

日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン

1. 目的

- 1.1 「日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）は定款第4条6項及び定款施行細則第14条に則って発行されるものであり、本協会の日本代表選手・スタッフの選考を公平・公正、确实に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

- 2.1 本ガイドラインは日本代表選手・スタッフの選出手続きにおいて適用する。
- 2.2 本ガイドラインは理事会において承認された日から適用する。
- 2.3 本ガイドラインはジュニアユース、ユース、ジュニア、シニアの各カテゴリーの日本代表選手・スタッフの選出に適用する。

3. 選手の選考について

- 3.1 ジュニアユース、ユース、ジュニア日本代表は、ヘッドコーチ（以下「HC」という）が中心となりコーチと共に選考し、日本代表承認委員会の承認を得て、JHA 理事に報告した後、HP に掲載する。
- 3.2 シニア日本代表はHCが中心となり、強化委員長、強化副委員長、コーチと共に選考し、日本代表承認委員会の承認を得て、JHA 理事に報告した後、HP に掲載する。シニア日本代表第三者承認委員会メンバーは、1次選考会に参加し、シニア代表候補選手の承認をし、原則的に代表選手はその候補選手の中から選考するものとするが、必要に応じて、特例的にワイルドカード（代表候補選手外の選手からのHC 推薦枠。）も認めるものとする。

4. HC、コーチ、スタッフの選考について

- 4.1 ジュニアユース、ユース、ジュニア、シニア（HCを除く）は、強化委員長並びに強化副委員長が選考し、日本代表承認委員会の承認を得て、JHA 理事に報告した後、HP に掲載する。
- 4.2 シニア HC は強化本部選考会議（強化本部長、強化副本部長、強化委員長、強化副委員長）にて選考し、業務執行理事会が承認し、理事会決議を得た後、HP に掲載する。（尚、登録等、緊急の必要性が有る場合は、業務執行理事会での決議も可とする。）

5. その他

- 5.1 本ガイドラインにて記載されていない事項は、業務執行理事会の職権において、必要な処置を講ずる。

6. 改正

- 6.1 本ガイドラインの改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

7. 施行

- 7.1 本ガイドラインは、2015年5月15日から施行する。